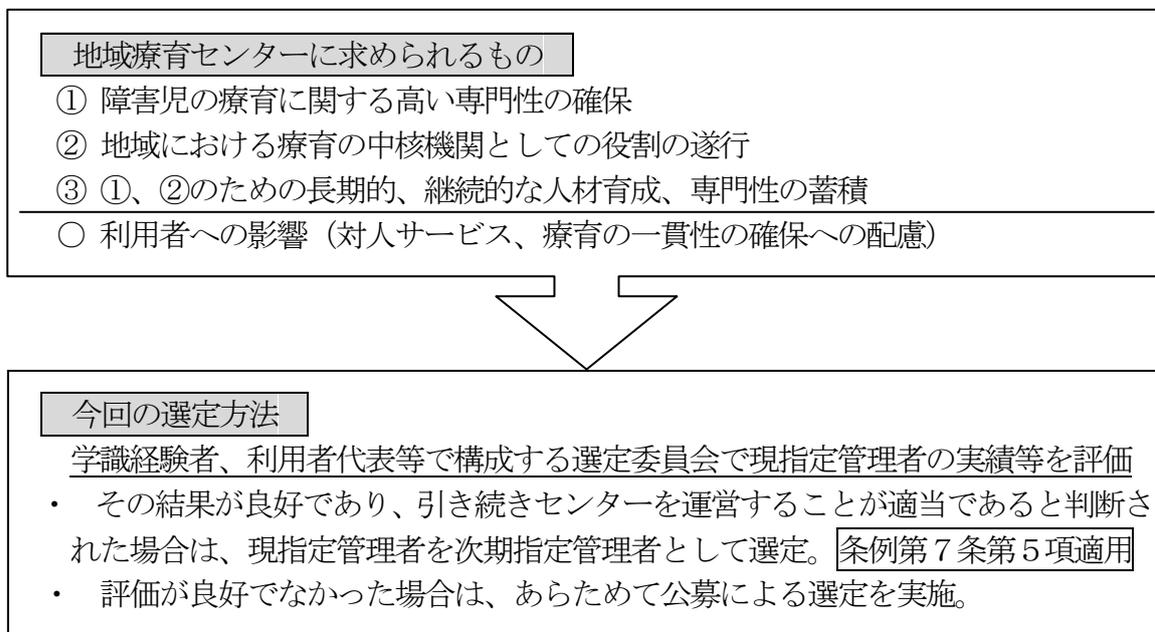


【市第 51 号議案関連資料】

地域療育センターの指定管理者選定の概要

1 選定方法



2 選定団体の概要

団体名	社会福祉法人青い鳥
代表者氏名	理事長 飯田 進
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市南部、中部、東部地域療育センターの運営</li> <li>・ 横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザの運営</li> </ul>

団体名	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団
代表者氏名	理事長 岸本 孝男
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市戸塚、北部、西部地域療育センターの運営</li> <li>・ 横浜市総合リハビリテーションセンターの運営</li> <li>・ 障害者スポーツ文化センター横浜ラポールの運営</li> </ul>

3 選定委員会の構成

- ・ 桜美林大学教授（学識経験者）
- ・ 東京学芸大学教授（学識経験者）
- ・ 弁護士・横浜市福祉調整委員（学識経験者）
- ・ 障害児者団体代表
- ・ 各センター利用者代表
- ・ 児童相談所担当部長（医師）

#### 4 選定経過

時 期	経 過
平成20年4月14日	第1回選定委員会開催 (評価基準、評価方法、選定スケジュール及び各様式等の決定)
平成20年4月28日 ～5月20日	通園施設利用者、診療所利用者、関係機関(幼稚園、保育所等)を 対象としたアンケート調査
平成20年5月12日 ～5月23日	地域療育センター現地確認
平成20年5月26日	第2回選定委員会開催(戸塚、北部、西部地域療育センターに関する プレゼンテーション及びヒアリング)
平成20年5月27日	第3回選定委員会開催(南部、中部、東部地域療育センターに関する プレゼンテーション及びヒアリング)
平成20年6月2日	第4回選定委員会開催 (現指定管理者の評価、次期指定管理者の選定)

#### ○横浜市地域療育センター条例(抜粋)

(指定管理者の指定等)

第7条 次に掲げるセンターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの(以下「現指定管理者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。